

普段なげなく目にしている自動車のナンバープレート。色の違いはすぐに気付くかと思いますが、登録番号の構成や決まりはご存知ですか?

実はナンバープレートにはサイズや色、レイアウト、記載内容や取り付け位置にまで規定があります。

車のナンバーは白地に緑文字、事業用は緑地に白文字。

通常165mm×330mm。ただし、車両重量八t以上のもの、最大積載量五t以上のもの、及び乗車定員三十人以上のは大板で200mm×440mm。

各部の寸法は図の通り。()内は大板の寸法。単位はmm。

道 路 の 豆 知 識

○塗色
自家用、貸渡(レンタカー)用等は白地に緑文字、事業用は緑地に白文字。

○サイズ
通常165mm×330mm。ただし、車両重量八t以上のもの、最大積載量五t以上のもの、及び乗車定員三十人以上のは大板で200mm×440mm。

各部の寸法は図の通り。()内は大板の寸法。単位はmm。

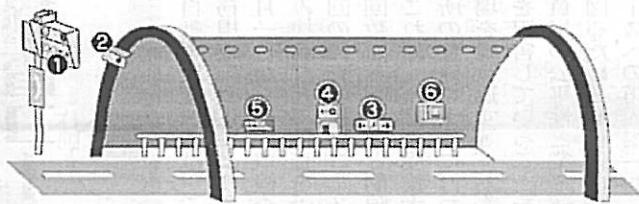
トンネル内で万が一事故や火災などが発生した場合、迅速な救援・救護を行うとともに、後続車・対向車に事故の発生を知らせ、トンネル内への進入を止めることが、被害を最小限にとどめることにつながります。このためトンネル内には救援・救護及び関係機関への通報に不可欠な消火器・非常電話や、事故の発生を他の車に知らせるための非常通報装置や警報表示板・坑口信号機などが各

所に設置されています。

二、通報システム

がとてもスマートになると期待されています。非常警報システムの仕組みをよく理解して、いざという時の安全確保にお役立てください。

トンネル内で事故に遭遇したときには、まず押ボタン式非常通報装置を押してください。トンネル外の警察署・坑口信号機に連動して他機関への通報が迅速で正確な情報伝達のために。誘導表示板は安全な避難のため。このシステムを整備したことによって、万一の時の対応を報してください。



1.トンネル警報表示板／2.坑口信号機／3.誘導表示板
4.押ボタン式通報装置／5.非常電話室内板／6.非常電話機

愛車に好きなナンバーを!!

旭川1000
12-21

旭川1000
11-22

旭川1000
29-96

旭川1000
25-74

会社の電話番号

良い夫婦

福来る

事故なし

インターネットからも予約できます。
アドレスhttp://www.kibou-number.jp/

予約問い合わせは《希望ナンバー予約センター》まで
(社)旭川地方自家用自動車協会 TEL(0166)51-1221



○塗色
自家用、貸渡(レンタカー)用等は黄地に黒文字、事業用は黒地に黄文字。

○サイズ
165mm×330mmで登録できるのも登録自動車と同じ。ただし、宇光式ナンバーは黒字が光るように特別な工夫がされています。

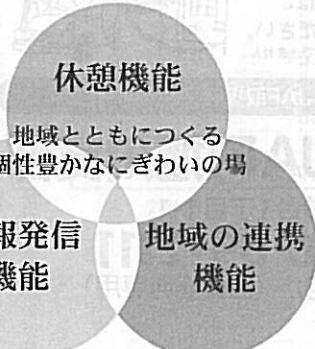
○レイアウト
ペイント式と宇光式の二種類に分類できるのも登録自動車と同じ。ただし、宇光式ナンバーは黒字が光るように特別な工夫がされています。

○封印
登録自動車参考

○軽自動車には封印の取付はありません。

別表2 【登録自動車】	
普通貨物自動車	1、10から19まで及び100から199まで
普通乗合自動車	2、20から29まで及び200から299まで
普通乗用自動車	3、30から39まで及び300から399まで
小型貨物自動車	4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで及び600から699まで
小型乗用自動車	5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799まで
特種用途自動車	8、80から89まで及び800から899まで
大型特殊自動車	9、90から99まで及び900から999まで
大型特殊自動車のうち建設機械ものに該当する	0、00から09まで及び000から099まで

別表3 【登録自動車】	
事業用自動車	あ・い・う・え・か・き・く・け・こ・を
自家用自動車	さ・す・せ・そ・た・ち・つ・て・と・な・に・ぬ・ね・の・は・ひ・ふ・ほ・ま・み・め・も・や・ゆ・ら・り・る・ろ
貸(レンタカー)	れ・わ



旅のオアシス

「道の駅、三つの機能」

道の駅は、平成五年の登録開始以来全国で着実に整備が進められ、既に社会に定着しています。市町村等が単独で整備する単独型の「道の駅」と、文化施設や地域振興施設を市町村等が整備し駐車場やトイレ、案内板などを道路管理者が整備する一体型の「道の駅」があり、両方合わせて、全国で八八五駅(平成二〇年八月現在)が登録されています。

長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えます。

「道の駅」が誕生しました。

『休憩機能』、道路利用者や地域の方々のための『情報発信機能』、そして『道の駅』をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを行ったための『地域の連携機能』、の三つの機能を併せ持つ休憩施設が誕生しました。

道の駅は、平成五年の登録開始以来全国で着実に整備が進められ、既に社会に定着しています。市町村等が単独で整備する単独型の「道の駅」と、文化施設や地域振興施設を市町村等が整備し駐車場やトイレ、案内板などを道路管理者が整備する一体型の「道の駅」があり、両方合わせて、全国で八八五駅(平成二〇年八月現在)が登録されています。

長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えます。

『休憩機能』、道路利用者や地域の方々のための『情報発信機能』、そして『道の駅』をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを行ったための『地域の連携機能』、の三つの機能を併せ持